

小施策評価シート (平成28年度実績評価)

施策コード	10	施策名	生活環境の保全	
小施策コード	10-1	小施策名	環境衛生の確保	
小施策 主管課等コード	053500	小施策 主管課等名	廃棄物対策課	
評価責任者名	森田 晋		内線番号	8300
評価シート作成者名	島山 俊明		内線番号	8301

Step 1 施策目標の達成状況

まちづくり指標	目指す 方向	単位	25年度 実績 (当初値)	27年度 実績	28年度 実績	31年度 目標値	36年度 目標値
まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだ」と答えた市民の割合	↑	%	75.8	79.1	77.4	77.0	80.0
焼却処理施設での年間処理量*	↓	t	96,367	92,898	91,353	90,784	84,711

(↑：数値を上げていくことを目標とする指標， ↓：数値を下げていくことを目標とする指標， →：数値を維持することを目標とする指標)

* 盛岡市一般廃棄物処理基本計画の改訂にあわせ、平成28年度に目標値を変更。

Step 2 小施策の全体像

小施策の概要等（構成事業は別紙ロジックモデルシートのとおり）

対象（誰（何）を対象として行うのか）	意図（対象をどのようにしたいのか）
市域及びそこに生活する市民	市民生活の環境衛生を守り、身近な生活環境を良好に保つ。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの焼却量は、市全域で減少傾向にあるものの、平成23年度以降はわずかに増加している。24年3月の一般廃棄物処理基本計画の改定により設定された目標には達成することができなかったため、新たに平成28年度に改定した一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けて、計画的にごみ減量に取り組む必要がある。 ・ 不法投棄の確認件数は近年減少の傾向にあるものの、農道、林道などの道路沿いや山間部などでの不法投棄が依然見られ、また、タバコなどのポイ捨ても依然続いている状況から、引き続き監視やモラル向上への周知、啓発に取り組む必要がある。 ・ クリーンセンターが施設稼働後18年以上を経過しており、ごみ処理広域化の動きを踏まえ、公害防止協定の遵守及び長期稼働にむけて計画的な改修が必要である。 ・ 廃止後長期間が経過した三ツ割・門の旧清掃工場や老朽化が著しい粗大ごみ処理施設など、廃棄物関係施設の計画的な解体・整備を進める必要がある。 ・ 岩手・玉山環境組合で処理された焼却灰などの最終処分を行う玉山廃棄物処分場を平成25年度から再開しており、適正管理に努める必要がある。
取組の方向性	環境に配慮した暮らしや活動についての理解が進み、環境衛生が守られるように、家庭や事業所から排出される廃棄物の適正処理を図るなど、生活環境を保全する。

Step 3 小施策指標の推移

小施策の指標	目指す方向	単位	25年度実績 (当初値)	27年度実績	28年度実績	31年度目標値	36年度目標値
焼却施設での年間処理量	↓	t	96,367	92,898	91,353	90,784	84,711
資源ごみ処理施設での年間処理量	↑	t	9,255	8,866	集計中	9,324	9,382
粗大ごみ処理施設での年間処理量	↓	t	7,459	6,991	集計中	6,561	5,813
生活環境に関する苦情件数	↓	件	80	33	51	75	70
市営墓園利用率（市営墓園使用区画数/市営墓園墓地数）	↑	%	86.5	87.6	88.2	93.9	93.9
市内の公立小中学校及び市立社会教育施設で実施される生活環境の保全に係る環境教育，環境啓発事業への参加者数	→	人	46,552	44,000	集計中	43,000	43,000

（↑：数値を上げていくことを目標とする指標，↓：数値を下げていることを目標とする指標，→：数値を維持することを目標とする指標）

Step 4 市民ニーズの把握

- ・ 設備改修の計画額に比べて予算額が足りない状況は以前から続いているが、27,28年度はその差が特に大きくなった。このためこの予算でしっかりと設備の維持管理ができるのか不安だという意見が公害監視委員会において出されていることから、必要な予算を確保し、地域住民の環境汚染に対する危惧を払拭する必要がある。
- ・ 盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会において、地元住民の委員から協定を締結している廃棄物処分場からの浸出水の排出基準の遵守が求められている。

Step 5 役割分担分析

1 各主体の役割の状況

		役割の内容	役割分担比率 (%)
各主体の役割の状況	市	<ul style="list-style-type: none"> 市民への生活環境の保全に係る啓発活動や環境関連の学習の拡充を図る必要がある。 廃棄物について適正な処理を図るため、家庭ごみ収集の効率化や集積場所等への支援や事業者、許可業者への適正処理の指導を図る必要がある。 また、廃棄物処理施設においては、適正な管理や計画的な改修で、施設の安全性を維持し、安定した処理が必要となる。 環境の美化のために、不法投棄対策の強化を図るとともに、地域、企業、団体等の清掃活動を支援し、ポイ捨て禁止などの啓発活動を実施して、環境美化を推進する必要がある。 	35
	国・県・他自治体		
	市民・NPO	<p>市民は、清掃活動や資源集団回収などに積極的に取り組み、環境に配慮した暮らしをこころがける必要がある。</p> <p>また、地域ではまちの美化活動にみんなで取り組み、清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げる必要がある。</p>	35
	企業・その他	<p>清掃活動などの美化活動に積極的に取り組み、事業所から出るごみの処理にあたっては、積極的に資源化を図り、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行う必要がある。</p>	30

2 今後の市の役割の比重の方向性とその理由

- 市の役割の比重を拡大していくことを検討する
 現状維持（現在の市の役割の比重を維持する）
 市の役割の比重を縮小していくことを検討する

（理由）

環境に配慮した暮らしや活動についての理解が進み、環境衛生が守られるためには、市民・事業者・本市の協働で、家庭や事業所から排出される廃棄物の適正処理を図り、環境美化活動を推進していくことが不可決であることから、各主体は、それぞれが担う役割を自覚し、現在の取組をさらに進めることにより生活環境の保全を図る必要があるため、現状維持とするもの。

Step 6 前年度に分析した課題・改革改善案に対するアクション

1 平成28年度に分析した問題点・課題に対する改革改善案

- ・ 各ごみ焼却施設の改修計画の改修内容を精査し、必要な予算を確保し、計画的に改修を行う。
- ・ 収集時間の短縮及び地域の特徴に合わせた効果的な指導啓発等を行うため、平成29年6月に再度収集運搬体制の見直しを行う。

2 1の改革改善案の実施状況

(A：着手済, B：平成29年度に着手(予定含む), C：未着手または見送り)

改革改善案	具体的な取組(予定)内容	状況
県央ブロックごみ・し尿処理広域化の整備方針に沿い、施設を平成40年度まで稼働させる必要があることから、予算を確保し、必要な整備を進める。	盛岡紫波地区環境施設組合のごみ焼却施設の大規模改修工事に組合が着手することから、負担金を支出する。	A
塵芥収集運搬の委託地区を一塊にするよう地区割を見直す必要がある。	平成29年度に再度収集運搬体制の見直しを行う。	A

3 2で挙げた取組状況がCの場合、その原因

Step 7 成果・問題点の把握

1 成果の把握と要因分析及び課題の設定

(1) 小施策の中で成果をあげた点

- ・ 盛岡地域内の塵芥収集運搬業務の民間委託を拡大した。
- ・ 玉山地域内の塵芥収集運搬業務を委託し、玉山地域の環境衛生の確保とごみの減量化が図られた。
- ・ 事業の実施により、排ガス基準値遵守継続日数が2,400日を越え、地域住民との公害防止協定を継続して守ることができた。

(2) 成果をあげた要因

- ・ 盛岡地域内の民間委託拡大に向け収集センターの現場職員と十分に協議を行った。
- ・ 玉山地域について、平成28年度から祝日収集を実施し、また、プラスチック製容器包装の分別収集に取り組んだことによるもの。
- ・ 保守点検業務を確実に実施することにより各種測定機器の状態が良好に維持されていることのほか、運転監視員が安定運転に係る知識や技術を継続して研鑽習得してきたことが大きな要因と考えられる。

(3) さらなる成果向上に向けた課題(課題がある場合に記載)

2 問題点の把握と原因分析及び課題の設定

(1) 小施策における現状の問題点

- ・ 県央ブロック内の各ごみ焼却施設の老朽化が著しい。
- ・ 盛岡地域の塵芥収集運搬業務について、平成26年6月に収集運搬体制の見直しを行ったが収集時間の短縮等まだ改善する余地がある。
- ・ 玉山地域の住民が、ごみの出し方に関してとまどいが生じている。また、違反ごみが増加している。
- ・ 市クリーンセンターは、工場の稼働開始から19年が経過し、様々な故障が起こるようになってきている。

(2) 現状の問題点が生じている原因

- ・ 盛岡地域について、塵芥収集運搬を委託している地区が飛び飛びになっていることから、収集時間や地区の収集量を的確に把握することができない。
- ・ 玉山地域について、平成27年度から雑がみの収集、平成28年度から祝日収集やプラスチック製容器包装の分別収集が始まり、ごみの出し方のルールが変わったことによるもの。
- ・ 市クリーンセンターで策定している設備改修計画を計画通りに進めるための財源確保が難しい状況がある。

(3) 分析した原因の解決に向けた課題

- ・ ごみ焼却施設の設備改修工事については、1工事当りの金額が大きいことから、市クリーンセンターでは、改修費を抑えるための検討を行い必要な整備を進める必要がある。
- ・ 県央ブロックごみ・し尿処理広域化の整備方針に沿い、県央ブロック内の各ごみ焼却施設について、必要な整備を行い平成40年度まで稼働させる必要がある。
- ・ 盛岡地域内について、塵芥収集運搬の委託地区を一塊にするよう地区割りを見直す必要がある。
- ・ 玉山地域について、ごみの出し方ルールについて、きれいなまち推進員等と協力しながら周知徹底を図る必要がある。

Step 8 小施策と構成事業の関係性

1 小施策との結び付きが弱い、もしくは他の事業と重複していると考えられる事業

該当事業なし。

2 1で記載した事業についてその理由

3 1で記載した事業の今後の方向性（案）（縮小・廃止・統廃合等）

Step9 Step7, 8を踏まえた改革改善案

- ・ より安価な改修方法を設備ごとに検討するほか、分割可能な改修は複数年度で実施するよう計画を変更することで1工事当たりの金額を抑え、限られた予算のなかでも設備改修が進むようにする。
- ・ 盛岡地域の地区割りを見直すことにより、ごみ収集運搬時間の短縮及び収集休止日を短縮することによって市民サービスの向上を図る。また、見直しによりコミュニティ推進地区におけるごみの量も把握できることから、地区の特徴に合わせた効果的な周知啓発を行う。
- ・ ごみ出し三原則「決められた日の決められた時間」、「決められた場所」、「決められた分別」を徹底するため、地域の懇談会等を活用するとともに、きれいなまち推進員等と連携しながらごみ減量に向けた周知啓発を推進する。